

女性医師等就労環境改善事業に関するQ & A

H30.4現在

番号	質問	回答
1 制度全般に関すること		
1-1	「女性医師等」の範囲はどこまでか。 看護師、コ・メディカル等は補助対象になるのか。	女性医師等の「等」は男性医師を指します。 従って、本事業の対象は医師に限定され、その他の職種（看護師、コ・メディカル等）は補助対象外です。
1-2	複数の取組を実施する場合は、補助基準額は増えるのか。	複数の取組を実施しても補助基準額は増額になりません。 1医療機関あたりの補助基準額は11,140千円です。
1-3	短時間勤務や宿日直勤務の減免等の制度を取得できる期間は、各医療機関によって異なると思うが、何か基準はあるのか。	交付要綱等で決めたものではありません。 ただし、運用上、「育児をされている子どもが3歳になるまで」としています。
2 就労環境改善事業（短時間勤務等）に関すること		
2-1	短時間勤務や宿日直勤務の減免等の制度を取得している医師の person 費が補助対象となるのか。	短時間勤務等の制度を取得されている医師の person 費は補助対象外です。 この医師が勤務できない分の応援(代替)に係る医師の person 費が補助対象となります。
2-2	短時間勤務制度を取得する医師の身分について、常勤・非常勤の制限はあるのか。	常勤・非常勤の制限はありません。
2-3	産前産後休暇や育児休業を取得している医師の応援(代替)医師の person 費は補助対象となるのか。	産前産後休暇又は育児休業を取得している医師の応援(代替)医師の person 費は補助対象外です。

女性医師等就労環境改善事業に関するQ & A

H30.4現在

番号	質問	回答
2-4	「当該診療科の合計医師数が増加」とはどういった状況を指すのか。	<p>短時間勤務や宿日直免除等の制度の利用開始日の属する月の前月の一日以降に、新たに医師が増員されている場合をいい、補助対象期間中に、増員された者が、制度利用によって短縮された勤務時間以上の時間数を勤務している場合をいいます。</p> <p>(例：5月15日に短時間勤務等の制度利用が始まった場合、4月1日以降に当該診療科の合計医師数が増加している必要があります。</p> <p>また、短縮された勤務時間が『△50時間/月』の場合、『50時間/月』以上の時間数を勤務する医師が増員された場合に対象となります。)</p> <p>また、短時間勤務等の制度利用に伴う代替職員経費を計上する場合は、実績報告の際にその旨、確認出来る書類の提出を求めることがあります。(短時間勤務等の制度の適用日を確認出来る書類、上記期間内に増員された旨が分かる書類)</p>
3 就労環境改善事業(院内の会議経費)に関すること		
3-1	平成23年4月1日(補助制度開始)以前から実施している院内の検討会議の経費は補助対象となるのか。	<p>検討会議の開始時期に制限はありません。</p> <p>ただし、補助金を受ける年度に、医師の就労環境の改善についての検討がなされている会議が補助対象となります。</p>
4 就労環境改善事業(院内保育所)に関すること		
4-1	「病院内保育所運営費補助金」の補助対象外であれば、院内保育所の運営経費は補助対象となるのか。	<p>院内保育所の運営経費は、たとえ「病院内保育所運営費補助金」の補助対象外であっても補助対象外です。</p>
5 復職支援研修事業に関すること		
5-1	外部の講師ではなく、院内の医師により研修を実施した場合、指導医の人件費は補助対象となるのか。	<p>院内の医師が研修の講師となる場合は、研修に従事した時間分の人件費が補助対象となります。</p>
5-2	復職後いつまでに研修を実施すれば補助対象となるのか。	<p>復職日から3ヶ月までに、指導医のもとで研修するものが補助対象となります。</p>